

株式交換に関する事後開示書類

(会社法第 791 条第 1 項第 2 号、第 801 条第 3 項第 3 号及び会社法施行規則第 190 条に定める書面)

2021 年 4 月 23 日

株式会社フーバーブレイン

G H インテグレーション株式会社

2021年4月23日

株式交換に関する事後開示事項

(会社法第791条第1項第2号、第801条第3項第3号及び会社法施行規則第190条に定める書面)

東京都千代田区紀尾井町4番1号
ニューオータニガーデンコート22階
株式会社フーバーブレイン
代表取締役 奥水 英行

東京都新宿区舟町6番地
GHインテグレーション株式会社
代表取締役 錦織 劉一

株式会社フーバーブレイン（以下、「フーバーブレイン」という。）及びGHインテグレーション株式会社（以下、「GHI」という。）は、2021年3月29日付でフーバーブレイン及びGHIとの間で締結した株式交換契約に基づき、2021年4月23日を効力発生日として、フーバーブレインを株式交換完全親会社、GHIを株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」という。）を行いました。

本株式交換に関する会社法第791条第1項第2号、第801条第3項第3号及び会社法施行規則第190条に定める事後開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 本株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第190条第1号）

2021年4月23日

2. 株式交換完全子会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による 手続の経過（会社法施行規則第190条第2号）

（1）会社法第784条の2（本株式交換の差止請求）の規定による請求に係る手続の経過

本株式交換の差止請求を行ったGHIの株主はおりませんでした。

（2）会社法第785条（株式買取請求）の規定による手続の経過

GHIは、会社法第785条第3項の規定により、2021年4月1日に、GHIの株主に対し、本株式交換を実施する旨並びに株式交換完全親会社であるフーバーブレインの商号及び住所を通知しましたが、会社法第785条第1項の規定により買取請求を行った株主はおりませんでした。

(3) 会社法 787 条（新株予約権買取請求）及び第 789 条（債権者異議）の規定による手続の経過

該当事項はありません。

3. 株式交換完全親会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過
（会社法施行規則第 190 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2（本株式交換の差止請求）の規定による請求に係る手続の経過

該当事項はありません。

(2) 会社法第 797 条（株式買取請求）の規定による手続の経過

フーバーブレインは、会社法第 797 条第 3 項及び第 4 項第 1 号規定により、2021 年 4 月 1 日付で、フーバーブレインの株主に対し、本株式交換をする旨並びに本株式交換完全子会社である G H I の商号及び住所を電子公告の方法により公告いたしました。なお、本株式交換は、会社法第 796 条第 2 項に規定する簡易株式交換であるため、フーバーブレインの株主による株式の買取請求はありません。

(3) 会社法第 799 条（債権者異議）の規定による手続の経過

該当事項はありません。

4. 本株式交換により、株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数（会社法施行規則第 190 条第 4 号）

本株式交換により、フーバーブレインに移転した G H I の株式の数は 120 株です。

5. その他本株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第 190 条第 5 号）

(1) フーバーブレインは、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づき、簡易株式交換の手続により株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いました。なお、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき本株式交換に反対する旨を通知したフーバーブレインの株主はおりませんでした。

(2) G H I は、会社法第 783 条第 1 項に規定により、2021 年 4 月 14 日開催の臨時株主総会の決議によって、本株式交換契約の承認を得ております。

(3) フーバーブレインは、本株式交換が効力生ずる時点の直前時の G H I の株主名簿に記載又は記録された株主（フーバーブレインを除く）に対し、その所有する G H I の株式 1 株に対してフーバーブレインの株式 623.59 株の割合をもってフーバーブレインの普通株式を割当交付いたしました。フーバーブレインが交付した株式の総数は 74,831.46 株です。

(4) 本株式交換により増加するフーバーブレインの資本金、資本準備金及び利益準備金は以下のと

おりです。

- | | |
|---------|--------------------------------|
| ① 資本金 | 0 円 |
| ② 資本準備金 | 会社計算規則第 39 条に従いフーバーブレインが別途定める額 |
| ③ 利益準備金 | 0 円 |

以上